

4 弁済業務保証金の取戻し

営業保証金と同様、全部を取り戻す場合と一部を取り戻す場合の2種類がある。全部を取り戻す場合、**保証協会**は、取り戻した額を宅建業者に返還する際に還付請求権者に対し**6ヵ月以上の期間**を定めて、その期間内に申し出るべき旨を**公告**しなければならない。

	取戻し事由	公告の要否
全部の取戻し	保証協会の社員でなくなったとき	必要
一部の取戻し	複数ある事務所のうちの一部を廃止したとき	不要 (cf.第4章5)



これでヒッタツ！

- ☐ 宅建業者が保証協会に納付すべき額は、**本店60万円、支店1ヵ所30万円**の合計額であり、保証協会は**法務大臣および国土交通大臣の定める供託所**に供託する。
- ☐ 宅建業者が納付できるものは**金銭のみ**だが、保証協会が供託する場合は**有価証券でもよい**。
- ☐ 宅建業者が保証協会の社員たる地位を失った場合、その日から**1週間以内**に営業保証金を供託しなければならない。
- ☐ 還付を受けることができる者は、**社員が社員となる前に取引をした者も含まれる**し、還付の限度額は、その社員が社員でないとした場合に供託すべき**営業保証金の額に相当する額**の範囲内である。(宅建業者を除く)
- ☐ 一部の事務所を廃止したことにより弁済業務保証金を取り戻して宅建業者に返還する場合、**公告は不要**である。